

出水市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の本市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 広告主 広告媒体への広告掲載の申込みをし、掲載の決定を受けた者をいう。

(広告媒体の種類等)

第3条 市長は、広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法
- (5) 前各号に定めるもののほか、広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告の範囲外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) その他広告媒体に掲載する広告として市長が不相当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広報媒体に掲載できる基準については、市長が別に定める。

(広告掲載の申請)

第5条 広告掲載を希望する者が広告掲載をしようとするときは、広告掲載申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に当該広告の内容、デザイン、形状、材質等を記載した広告原稿(以下「広告原稿」という。)を添えて市長に申請するものとする。

(申請に係る審査会審議、決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、原則として、出水市広告審査委員会で審議するものとする。

2 市長は、前項の審議結果をもって、速やかに広告掲載の可否について決定し、その結果を広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(広告を掲載した媒体の寄附採納の申込み)

第7条 広告を掲載した媒体の寄附を申し込もうとする者(以下「寄附申込者」という。)は、広告掲載物寄附採納申込書(第3号様式)に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(寄附採納に係る審査会審議、決定等)

第8条 市長は、前条の規定による寄附採納の申込みがあったときは、原則として、出水市広告審査委員会で審議するものとする。

2 市長は、前項の審議結果をもって、速やかに寄附採納の可否について決定し、その結果を広告掲載物寄附採納可否決定通知書(第4号様式)により当該寄附申込者に通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告の掲載は、市の資産を広告媒体とするため、公共性及び地域性の高いものを優先するものとする。

(出水市広告審査委員会)

第10条 第6条及び第8条の規定により、広告掲載の可否、広告内容等に関す

る疑義又は寄附採納の可否を審議するため、出水市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長（総務担当）、副市長（事業担当）、政策経営部長、市民福祉部長、産業振興部長、建設部長、教育部長、支所長及び市長が指名する者をもって構成する。

3 委員会は、副市長（総務担当）が主宰し、副市長（総務担当）が不在のときは副市長（事業担当）がこれを主宰する。

4 委員会には、必要に応じて広告媒体及び審査する内容に関する関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

5 委員会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

（広告原稿の変更）

第11条 市長は、広告掲載の決定をした後において、広告原稿が変更され、第4条に規定する基準に抵触すると認めるときは、広告主に対し広告原稿の修正を求めることができる。

（広告掲載後の変更）

第12条 広告主が広告掲載後において当該広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ広告掲載変更等申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について広告内容の大幅な変更と判断した場合は、広告主に当該変更に係る広告原稿を提出させ、第4条に掲げる事項について再度審査した上でその可否を決定し、その結果を広告掲載変更等決定通知書（第6号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告掲載をするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容に瑕疵、虚偽、誤記等がないよう注意を払うこと。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理を完了した上で申請をすること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項に関し、第三者から苦情、被害、救済、損

害賠償の請求等があったときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告の製作、掲載及び撤去)

第15条 広告は、広告主が広告原稿に基づいて製作するものとし、その費用は広告主が負担するものとする。

2 広告主は、広告掲載期間が終了したときは、直ちに当該広告を撤去し、及び広告媒体を原状に復し、市に返還しなければならない。

3 広告主は、広告掲載及び撤去をするときは、広告媒体をき損又は破損しないよう十分な対策を講じなければならない。

4 広告掲載及び撤去により広告媒体をき損し、又は破損した場合の原状回復に係る経費は、広告主が負担しなければならない。

(広告の修復)

第16条 広告掲載後、市の責めに帰する理由により、当該広告がき損し、又は破損したときは、市の負担により修復するものとする。ただし、経年による劣化又は天災地変による広告媒体のき損及び破損に起因する広告の修復については、市は負担しないものとする。

(広告掲載の停止)

第17条 市長は、広告掲載後、その広告内容が市の業務又はその他において特に支障があると認めるときは、広告主と協議の上、掲載中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視状態にすることができる。この場合において、広告掲載料の還付その他の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第18条 広告主は、広告掲載後において当該広告掲載を取り下げるときは、あらかじめ広告掲載変更等申請書(第5号様式)を提出しなければならない。この場合において、既に納付された広告掲載料は還付しない。

2 市長は、前項の規定による申請についてその可否を決定し、その結果を広告掲載変更等決定通知書(第6号様式)により広告主に通知するものとする。

(決定の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載に係る決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が定められた期日までに納付されないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) 広告掲載日から相当の期間経過しても広告掲載がされないとき。
- (4) 第12条及び第13条の規定による広告原稿又は広告掲載後の広告内容が第4条の基準に抵触したとき。
- (5) 広告主が、第14条及び第15条の規定に反したとき。
- (6) 広告主が、倒産、解散等により消滅したとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の決定の取消しがなされたときは、当該広告を速やかに撤去又は削除しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第20条 既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る決定を取り消したときは、この限りではない。

2 前項ただし書における還付額は、広告掲載に係る期間を1月単位で認定し、算出する。この場合において、広告掲載期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

(損害賠償責任)

第21条 広告主は、広告掲載及び広告物製作並びにその施行に関して、自己の責めに帰すべき理由により広告媒体をき損し、若しくは破損し、又は市、市民等に損害を与えたときは、誠意をもって損害賠償に応じなければならない。

(庶務)

第22条 広告掲載に関する窓口及び事業に関する庶務は、広告媒体の所管課において処理する。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月24日から施行する。

(※ 以下、第1号から第6号までの各様式は省略。)